

自己資本の充実の状況等について

バーゼルⅢについて

バーゼルⅢとは、バーゼル銀行監督委員会が公表している金融機関の自己資本比率や流動性比率等に関する国際統一基準のことで、1988年のバーゼルⅠ、2004年のバーゼルⅡに続いて、2008～2009年の世界的金融危機を契機として見直された新しい規制の枠組みとして、2010年に公表されました。バーゼルⅢでは自己資本比率規制がさらに厳格になっており、2013年から段階的に適用しております。

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域の皆さまによる出資金及び返済や利払い等の負担のない永年の収益の蓄積である「特別積立金」で占められています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2021年度	2022年度
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	85,318	86,844
うち、出資金及び資本剰余金の額	859	845
うち、利益剰余金の額	84,492	86,032
うち、外部流出予定額(△)	34	33
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,324	1,414
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,324	1,414
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	86,642	88,259
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	242	212
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	242	212
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	339	555
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	581	767
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	86,060	87,491
信用リスク・アセット*の額の合計額	595,790	615,560
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー*	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,250	23,247
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	619,041	638,807
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	13.90%	13.69%

注記 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。
2. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。

*用語についてはP30「用語のご説明」をご参照ください。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本の額は874億円に達し、皆さまに安心してお取引いただける堅実経営の源泉になっています。また、自己資本比率は金融機関の財務の健全性をみるうえでの最も代表的な指標でありますが、当金庫の2023年3月期の自己資本比率は13.69%に達し、国内基準4%を大きく上回り、経営の健全性・安全性を充分保持しております。

ポートフォリオ別の各エクスポージャーにつきましては、一分野に集中することなくリスク分散が図られていると評価しております。将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務活動を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、経営計画につきましては、貸出金計画に基づく利息収入や市場環境を踏まえた資金運用収益など実現性の高い計画に基づいて策定しております。

4. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2021年度		2022年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	595,790	23,831	615,560	24,622
①標準的手法*が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	571,700	22,868	585,064	23,402
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	10,202	408	8,750	350
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80,254	3,210	73,826	2,953
法人等向け	222,465	8,898	243,716	9,748
中小企業等向け及び個人向け	94,025	3,761	100,923	4,036
抵当権付住宅ローン	15,611	624	15,432	617
不動産取得等事業向け	113,689	4,547	116,780	4,671
三月以上延滞等	247	9	215	8
取立未済手形	82	3	87	3
信用保証協会等による保証付	2,821	112	3,178	127
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,843	113	1,987	79
出資等のエクスポージャー	2,843	113	1,987	79
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	29,455	1,178	20,164	806
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,870	194	4,870	194
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,506	180	5,358	214
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	17,702	708	7,560	302
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイト*のみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,503	1,020	31,895	1,275
ルック・スルー方式	25,503	1,020	31,895	1,275
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	11	0	26	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,250	930	23,247	929
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	619,041	24,761	638,807	25,552

注記

1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、
5. 当金庫は、基礎的手法*によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

*用語についてはP30「用語のご説明」をご参照ください。